

令和7年10月7日

◆亀井たかつぐ委員

では、よろしくお願ひいたします。

私からも先行会派の皆さん方も御関心のある相模川及び中津川における洪水浸水想定区域図の誤りについて、何点かちょっと確認をさせていただきたいんです。

今回の誤りによって、沿線の住民生活という観点からいきますと、住民の皆さんは家屋倒壊の危険区域として、生活を強いられたということになると思います。そうすると、避難先を検討する際の住民の皆さんの心理的・物理的負担というのは非常に大きかったのではないかと思うんです。

答え方はちょっと難しいかもしれませんが、住民の方々のストレスというか、心理的・物理的な負担、負担感、これについて県はどのように評価していますか。

◎河港課長

洪水浸水想定区域図というものは、川沿いにお住まいの方々にとって、日頃から河川の氾濫に備えて、避難行動を考えていただく上で大変重要となっております。その中で、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、河川の氾濫によって家屋の倒壊や流出が想定される範囲を示すものとなっております。沿線の多くの市町では、浸水想定区域の中でも特に避難所等への早期避難が必要な区域として御案内しているところでございます。今回の誤りにより、関係する住民の皆様には改めていざというときの避難行動、これを考えていただかなければならないということで、負担をかけていくことになるかと思っております。

ただ、今、見直しを修正している中で、多くの家屋倒壊等氾濫想定区域が縮小される見込みとなっておりますので、そうはいつても、浸水する範囲、浸水するリスク自体は変わらないので、避難所等への避難が不要になったとか、お住まいの地域が安全になったといった間違った認識がなされないように、そこは沿川市町と連携して、丁寧な周知に努めて、住民の皆様の方々にしていきたいというふうに考えています。

◆亀井たかつぐ委員

今の答弁を基にして、さらにちょっとお聞きすると、誤情報によって、例えば引っ越しを断念したりとか、もしくは逆に引っ越しをしてしまったりとか、そういうことがあるのかどうか、また自宅の売却を諦めたと、地価がこれだけ下がってしまうと、もう売れないかもしれないからしょうがないと言って諦めてしまったという事例、私が今申し上げたような事例というのは幾つか把握されていますか。

◎河港課長

まず、引っ越しが行われたかどうかという点ですけれども、それについては個別具体の問合せというのは公表した後に受けていない状況です。また、個別具体

に不動産取引の苦情とか、問合せについても、現状では受けていないという状況になっています。

ただし、今後、正しい区域を公表した後には不動産取引に関する問合せというのも増えてくるというふうに想定していますので、宅建業法を所管する建設業課や不動産関係団体とも連携して、一層の周知、新しく正しくなった浸水想定区域図の周知に努めるとともに、個別の問合せには丁寧に対応していきたいと考えています。

◆亀井たかつぐ委員

丁寧に対応するのは当然なんですけれども、例えば引っ越ししてしまったと、売却してしまったということをした後に、ハザードマップが直ってきたよという話になった場合はどうやって対応するのですか。

◎河港課長

もしそういった問合せがあった場合は、どこまで県が責任を負うべきかということをお顧問弁護士に法律相談しながら、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。県がどこまで責任を負うか、また受注者のほうがどこまで責任を負うかということはこれからなんでしょうから、その辺のところ慎重にやっていただいた上で、実際にこういう形で瑕疵を基にした取引をしているような、もしかしたら住民がいるかもしれないので、そこはちょっと丁寧をお願いできればと、そのように思います。

あと次に、市町のハザードマップに誤りがあるということになると、先ほどからも申し上げています不動産取引の際も、重要事項説明にも影響が出てくるというふうに思っています。この想定区域の過大設定でのハザードマップですから、これは不動産の資産管理、資産価値とか、あと保険料に直結してくる取引自体に、先ほど申し上げた瑕疵ということに当てはまるかなと思います。

そこで、宅建業者とか、不動産関係の団体とか、連携を取られているというふうに先ほどの答弁もありましたけれども、この誤りに関して、具体的な問合せとか、取引上の懸念とか、そういうものというのは何か県のほうに来ていますか。

◎河港課長

公表した後、そういった個別の問合せというのは受けておりません。

◆亀井たかつぐ委員

資産価値の話とか、保険料の話とかということで、事後的になってしまった場合の、先ほど申し上げた質問と同じような質問になってしまいますけれども、今後の県の取るべき対応としてはどのような対応をしますか。

◎河港課長

先ほどの答弁と重なる部分ございますが、個別にそういったお話を伺った上で、どこまで県が責任を負うのかというところを、法律相談等行いながら確認の上、適切に対応していきたいというふうに考えています。

◆亀井たかつぐ委員

これは県の責任がどこまであるかということももちろんそうなんだけれども、住んでいる方々の住民生活がどこまで侵害されているか、どこまでスムーズに取引が進行されているかということが一番大事な話だと思いますから、そこにしっかりと視点を据えて、これから責任分担というか、責任割合というか、そういうこともしっかりと見ていていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひします。

次に、県立都市公園における指定管理者の指定の変更について、何点かお聞きしたいというふうに思っています。

本件については、先行会派の質問でもありましたけれども、私からは地元の横須賀市内にあります塚山公園、そして観音崎公園ともに、三浦市内にあります城ヶ島公園における検討の方向性について何点かお聞きしていきたいと、そのように思っています。

まず最初に、県立都市公園においては、指定期間を2年間延長して、それぞれの公園の特性に応じた適切な指定期間を検討していくということですが、具体的にどのような検討をしていく予定ですか。

◎都市公園課長

本県の県立都市公園の指定期間は、これまで一律5年間としてきましたが、関連する議案をお認めいただけましたら、2年間の延長の中で、より魅力ある公園づくりに向けて適切な指定期間の検討などを行っていきます。

具体には、観光地や様々な公園施設があり、利用者が多い公園では、Park-PFI制度を活用し、カフェの設置などに投資がしやすくなるよう、例えば指定期間を10年や20年に設定することなどを検討していきます。また、特に自然環境の保全が必要な公園では、長期に計画的な樹木などの管理を実施すべく、例えば指定期間を10年に設定することなど検討していきます。このほか、県内には様々な特性を持つ公園があることから、その特性を踏まえ、関連する民間事業者などの意見を伺いながら検討を進めてまいります。

◆亀井たかつぐ委員

次に、公園の特性に応じて指定期間を検討していくということは理解したんですけども、それでは具体の公園における検討の方向性について、少し確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、桜の名所であるとともに三浦按針で有名な歴史のある塚山公園において、どのような検討をしていますか。

◎都市公園課長

塚山公園は、地域の住民で構成される県立塚山公園保存会が指定管理者として管理運営に携わっているなど、地域に親しまれ、支えられている公園です。園内には 800 本以上の桜があり、春には塚山公園さくら祭のほか、公園の隣接地にある安針塚に関連するイベントが開催されるなど、地域のコミュニティの場となっています。

こうした特性を踏まえ、より長期の指定期間とすることで、計画的な桜の保全・育成やイベントの充実に向けた投資が促進されるかなどを確認するため、指定管理者に加え、造園業者などにヒアリングを実施し、適切な指定期間などについて検討を進めてまいります。

◆亀井たかつぐ委員

ここは私の地元なので、私もよく行くので、よく分かっています。桜もすごくきれいな場所で、さくら祭なんかをやっても、本当に公園までの間でも桜を見ながら登っていく感じになっています。

桜は分かるんですけども、三浦按針に関しては、ちょっとPR不足というか、按針祭と言いながら、三浦按針のことがなかなかこの公園とマッチしないんです。この辺はどういうふうに考えていますか。マッチングしたほうが、もっとより塚山公園のことがアピールできるのではないかと私は思っているんですけど。

◎都市公園課長

塚山公園は、隣接地に徳川家康の外交顧問であったイギリス人の三浦按針とその妻の供養塔、安針塚があるなど、歴史を感じられる公園でございます。これまでもホームページで歴史のエピソードなどは掲載しておりますけれども、先ほど答弁したとおり、塚山公園の指定管理者は地域の方々に構成されておりまして、地域の歴史などに精通されていることから、そのような強みも生かしながら、公園の魅力をさらに発信できるよう、指定管理者と連携して、ホームページの充実等していきたいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

ぜひホームページの充実ももちろんそうですし、NHKの大河ドラマで三浦按針を取り上げたいというぐらいの地域の、地元の意向もありますので、ぜひその辺のところはお願いしたいというふうに思うのですが、もしそういうことが現実的になった場合の運用コストというのが私は心配で、そうすると指定管理者にお願いするのか、それとも県がしっかり負担するのかということがちょっと心配なんですけれども、どちらですか。

◎都市公園課長

ちょっとどのぐらいの規模のものをやるかによって変わってきますけれども、まず基本的には指定管理者の自主事業の中でやっていただければと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

大河ドラマでは2027年には小栗上野介になってしまって、非常に、ちょっと残念というか、複雑なんですけれども、それはそれでよかったので、三浦按針もぜひお願いしたいなということも込めて、ぜひお力を賜れば、そのように思います。

次に、海と山の魅力を兼ね備えて、多くの方が利用する観音崎公園についてなのですが、どのような検討をされていますか。

◎都市公園課長

観音崎公園は、海と山の自然に触れ合い、博物館や美術館などの様々な施設とともに砲台跡など歴史資源があり、年間を通じて多くの利用がある公園です。また、沿岸部にあるたたら浜園地には、県立都市公園では初となるPark-PFI制度を活用し、カフェを併設したバーベキュー場が令和2年にオープンしております。

このようにPark-PFI制度を活用した先進事例の県立都市公園として、これまで事業の中で見えてきた課題や事業の充実などについて、現事業者にヒアリングを実施いたします。また、さらなる公民連携の可能性などを検討するため、指定管理者に加え、アウトドアや観光リゾートに関する事業者を中心にヒアリングを実施し、Park-PFIの活用や適切な指定期間などについて検討を進めてまいります。

◆亀井たかつぐ委員

今、Park-PFIの話で、先ほどの質問のときも、Park-PFIに関しては10年から20年のスパンで見ないと、なかなか収益も上がらないのではないかと、利益にならないのではないかとという話だと思ったんです。観音崎公園がPark-PFIの、今のお話のネックではないですけれども、そのような形で今取組を進めているということなんですけれども、地元で私、よく知っているんですけども、土日は結構大変混んでいます。季節によっては混むときもあります。

だけど、ウィークデーは結構大変厳しい状態というか、寂しい状態、さらに季節によっては寂しいというか、肌寒い状態になっているということなんです。そんな形なんですけれども、観音崎公園でPark-PFIをしっかりと成功させるという、何かそういう前提的なものはあるのですか。

◎都市公園課長

たたら浜園地のPark-PFIなのですが、令和2年9月から13年3月までを予定して今実施しております。当初は新型コロナウイルス感染症の影響などもありまして、利用者が伸び悩んでいましたけれども、近年では年間5,500人前後を推移しているといった状況でございます。

ただ、収支につきましては、まだこれまで赤字が続いてまして、令和6年度は約160万円の赤字となっています。利用者のニーズを確認しながら、今、バーベ

キューの食材メニューを増やすとか、そういった経営努力を行っており、赤字幅が減少しつつある状況でございます。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。しっかり頑張ってください、ぜひ収支バランスを取りながら、しっかり黒字に持っていくというPark-PFIの一つの、県としての端緒の場所にしてほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

観音崎公園でちょっと思い出したんですけれども、観音崎公園の園内に観音像があるんです。観音像が置いてあるんだけれども、これはいろいろ見る人の視点によって全然違うとは思うんだけれども、こういう公共施設にそういう宗教的な、シンボリックなものが設置されているということは、これは日本国憲法上の政教分離に違反しないのですか。

◎都市公園課長

こちらの観音像につきましては、市民の有志団体が、かつて観音崎にあった、観音崎の由来ともなった観音像を復元したいというお話がありまして、令和元年8月に許可したものでございます。本件は、都市公園法第5条、公園管理者以外の者の公園施設の設置等に基づきまして、共用施設、記念碑その他これらに類するものとして許可いたしております。許可に当たりましては、公園が持つ歴史的エピソードを紹介する目的であること、もともと公園内にあったものを再現することという観点から許可を行ったものでございます。

◆亀井たかつぐ委員

そうすると、結論としてはどうなんですか。

◎都市公園課長

我々の認識といたしましては、公園施設の共用施設という認識でおります。

◆亀井たかつぐ委員

これはその場所に対して、県としては幾らかお金をもらっているのですか。賃借料みたいなものがあるのかどうか。

◎都市公園課長

こちらにつきましては、観音像を設置管理許可で費用を頂いていますけれども、かなり面積が小さいものでございまして、年間100円でございます。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。しっかり議論したいところですが、ちょっと時間もないので、この程度にさせていただいて、また次回できればというふうに思いますが、続いて、最後の、三浦市内にあります城ヶ島公園についてはどのように検討していますか。

◎都市公園課長

城ヶ島は、三浦半島の最南端に位置し、房総半島から伊豆半島まで一望できる雄大な景観とともに、海鳥などが生息する貴重な自然環境を有しております。さらに、付近にはマグロで有名な三崎漁港があるなど、本県を代表する観光地にある公園です。また、園内には平成15年までユースホステルがあるなど、県内でも数少ない宿泊施設を有した公園という一面も持っていました。

こうした特性を踏まえ、例えばグランピングやバーベキューといった公民連携の可能性などを検討するため、指定管理者に加え、宿泊業や観光リゾートに関する事業者を中心にヒアリングを実施し、Park-PFIの活用や適切な指定期間などについて検討を進めていきます。

◆亀井たかつぐ委員

平成15年までユースホステルがあったんですけれども、いつの間にかなくなってしまったなという地元の人の感覚なんです。そういう状況でありながら、グランピングとか、そのような泊まる施設が成功するのかなという、ちょっと疑問があるんですけれども、それは大丈夫ですか。

◎都市公園課長

また、そういったこともございますので、宿泊業ですとか、観光リゾートの民間事業者のほうに、そういった設置の可能性だとかあるかということを確認していきたいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

最後になりますけれども、より魅力ある公園づくりを進めるために今後実施する民間事業者へのヒアリングというのは、今おっしゃっていただいたように重要だというふうに思っていますが、どのように実施して、着地させていきますか。

◎都市公園課長

本定例会で提出した関連する議案についてお認めいただけましたら、先ほど答弁させていただいたとおり、各公園における特性を踏まえ、民間事業者へのヒアリングを実施していきます。三浦半島には、多くの桜があり、地域の方で中心に利用されている塚山公園、県立都市公園で初めてPark-PFI制度を活用し、先進事例となっている観音崎公園、本県を代表する観光地である城ヶ島公園など、様々な特性を持っている公園があり、本県全域の県立都市公園における縮図となっております。

そこで、民間事業者へのヒアリングにつきましては、まずこれらの公園について、公民連携の可能性や適切な指定期間などを確認していこうと考えております。そして、その結果を生かしながら、他の県立都市公園にも波及させていき、必要な検討を進めていきます。こちらにつきましては、今現在、令和9年度末に募集を開始するというので今想定しておりますので、そこまで募集要項等を作成していきたいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員
以上で、終わります。